清水町タクシー事業者臨時支援事業給付金交付要綱

（目的）

第１条　この給付金は、長期化するコロナ禍に加え、原油価格や物価高騰が続く中で、町民の交通手段という公共的な役割を果たしているタクシー事業者に対し、臨時的に支援を行い、交通の利便性の確保を図る。

（定義）

第２条　この要綱で「タクシー事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第３条第１号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。

２　この要綱で「タクシー」とは、法第３条第１号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の実施に必要なタクシー車両をいう。ただし令和４年５月末日時点において保有している車両であり、かつ、現に運行の用に供している車両であってタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年５月19日法律第75号）第２条第２項に定めるハイヤーの用に供する車両及び道路運送法施行規則（昭和26年法第75号）第51条の３第７号に規定する福祉自動車を除く。

（給付対象者）

第３条　この要綱の規定による清水町タクシー事業者臨時支援事業給付金（以下「給付金」という）の交付の対象となる者（以下「給付対象者」という）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）清水町内に本社または主たる事業所を有するタクシー事業者

（２）引き続き、清水町内において事業の継続の意思があること

（３）前年度以前の町税等の滞納がないこと

（４）清水町暴力団排除条例（平成24年清水町条例第23号）第２条第１号、第２号又は第３号に該当しない者

（５）北海道の「地域公共交通事業者等臨時支援事業補助金」（令和３年７月19日交通第293号）の交付決定を受けているタクシー事業者

 （給付金の額等）

第４条　給付金の額は、タクシー１台につき５万円とし、１事業者につき１回限りとする。

（交付申請）

第５条　給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、清水町タクシー事業者臨時支援事業給付金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に申請するものとする。

（１） 北海道が実施する「地域公共交通事業者等臨時支援事業補助金」の申請書と交付決定通知書の写し

（２） 預金通帳の写し（口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名及び支店名が分かるページの写し）

（３） 前２号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

 （交付決定及び確定等）

第６条　町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容の審査を行い、給付金の交付の可否を決定する。

２　町長は、前項の規定により給付金を交付することを決定及びその額を確定したときは、清水町タクシー事業者臨時支援事業給付金交付決定兼交付額確定通知書（様式第２号）により、当該申請者に通知するとともに、速やかに支払うものとする。

３　町長は、第１項の規定により給付金を交付しないことを決定したときは、清水町タクシー事業者臨時支援事業給付金不交付決定通知書（様式第３号）により、その旨及び理由を明示し、申請者に通知する。

（決定の取消し）

第７条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（１）虚偽その他の不正手段により支援金の交付決定を受けたとき。

 （２）法令又はこの要綱に違反したとき。

２　町長は、交付決定者について前項各号の疑義がある場合は、当該交付決定者を調査し、若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会することができる。

３　町長は、第１項の規定により給付金の交付決定を取り消した場合は、書面により交付決定者に通知するものとする。

 （返還）

第８条　町長は、前条の取消しを行った場合において、既に交付した給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

２ 町長は、前項の規定により給付金の全部又は一部の返還を命ずる場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

 （その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

 附　則

この要綱は、公布の日から施行する。